

【令和7年度 安全指導教育研修計画表】

別紙-1

指導主任者：山田 将吾・大竹舞・遠藤恭史・寺島正 実施形態：クラウド教材（グッドラーニング）によるタブレット端末を活用した教育・指導主任による対面教育

五稜バス 成田空港営業所  
五稜バス 東京町田営業所

| 実施期間                  | 法令等で定める事項（国土交通省告示1676号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 講座内容                                                                   | 自社で定める事項                                                                                                     |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 04月01日<br>～<br>04月30日 | ①事業用自動車を運転する場合の心構え                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1) バス事業の社会的役割<br>(2) バスによる交通事故発生状況<br>(3) 模範となる運転者としての心構え             | 春の全国交通安全運動<br>(4/6～4/15)<br>・乗務員接客講座【基礎編】<br>「貸切バス乗務員のための接客４つの心得」                                            |
|                       | 旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であることを理解させる。                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |                                                                                                              |
| 05月01日<br>～<br>05月31日 | ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (1) バス運行に係る法令<br>(2) 日常点検<br>(3) 点呼                                    |                                                                                                              |
|                       | 道路運送法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守を含む。）を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした旅客自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。                                                                                                                                                                                                             |                                                                        |                                                                                                              |
| 06月01日<br>～<br>06月30日 | ③事業用自動車の構造上の特性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1) バスの特性に合わせた運転<br>(2) バスの内輪差<br>(3) バスの内輪差                           | 熱中症予防対策の指導<br><br>・車両内消化器、発煙筒、三角表示板の位置確認                                                                     |
|                       | ・非常用信号用具、非常口、消化器の取扱い<br><br>自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させるとともに、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。また、従来乗務していた事業用自動車と制動装置又は変速装置の操作性等が著しく異なる事業用自動車に乗務しようとする運転者に対して、乗務前に制動装置又は変速装置の操作性等を把握させましょう。                                                                                                                                                                  |                                                                        |                                                                                                              |
| 07月01日<br>～<br>07月31日 | ④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (1) 車内事故の防止<br>(2) 乗客の安全を守る<br>(3) 災害発生時の対応方法                          | 夏の交通安全運動<br>(7/13～7/22)                                                                                      |
|                       | 加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。また、このほか、走行中は旅客を立ち上がらせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                        |                                                                                                              |
| 08月01日<br>～<br>08月31日 | ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (1) 乗降時の安全の確保<br>(2) 高齢者転倒の危険性                                         | 夏休み中の子供事故防止対策                                                                                                |
|                       | 乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明すること等により、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                        |                                                                                                              |
| 09月01日<br>～<br>09月30日 | ⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | (1) 適切な運行経路選択の必要性<br>(2) 異常気象情報とそれに基づく対応<br>(3) ヒヤリハット情報の共有            | 無事故表彰<br>秋の全国交通安全運動<br>(9/21～9/30)                                                                           |
|                       | 主として運行する経路をあらかじめ把握させるよう指導するとともにこれらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（ヒヤリハット体験）を説明すること等により運転者に理解させる。                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        |                                                                                                              |
| 10月01日<br>～<br>10月31日 | ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (1) 「見る」ことの重要性和限界<br>(2) 見える危険と見えない危険<br>(3) 危険予測ポイント<br>(4) 指差呼称と呼称運転 | 内部監査                                                                                                         |
|                       | 強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。さらに、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作方法について指導する。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法について事例を説明すること等により理解させる。 |                                                                        |                                                                                                              |
| 11月01日<br>～<br>11月30日 | ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (1) 適性診断のねらい<br>(2) 適性診断の種類<br>(3) 適性診断のテスト内容<br>(4) 適性診断結果の活用方法       | 事故防止委員会・安全対策委員会                                                                                              |
|                       | 適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                        |                                                                                                              |
| 12月01日<br>～<br>12月31日 | ⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (1) 過労状態の常態化<br>(2) 過労運転の防止策<br>(3) 飲酒運転の危険性<br>(4) 飲酒運転に対する罰則         | 年末の交通事故防止運動<br>飲酒運転根絶運動・<br>年末年始安全総点検<br><br>冬の交通安全運動<br>(12/10～12/19)<br><br>・雪山チェーン装着研修<br>急ブレーキ・急ハンドル想定訓練 |
|                       | 長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに改善基準告示に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。                                                                                                                                                                        |                                                                        |                                                                                                              |
| 01月01日<br>～<br>01月31日 | ⑩健康管理の重要性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (1) 健康起因事故<br>(2) バスドライバーが注意すべき症状<br>(3) 健康管理のポイント                     | ・応急用具等の備付確認<br>（消化器、発煙筒、三角表示板、赤色旗、非常用持出バックなど）                                                                |
|                       | ・避難訓練（非常口の開閉、発煙筒・消火器・三角表示板など実物での研修）<br><br>疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                        |                                                                                                              |
| 02月01日<br>～<br>02月28日 | ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (1) 運転支援装置の過信は禁物<br>(2) 運転支援装置の誤った使い方<br>(3) 道路の最先端技術<br>車両取扱説明書       | ・ASV・VSC・PCS・ACC車両別の知識理解                                                                                     |
|                       | 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                        |                                                                                                              |
| 03月01日<br>～<br>03月31日 | ⑫ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1) 「左折時自転車巻き込み」<br>(2) 「雪道での漫然運転」<br>(3) 「先急ぎのヒヤリハット                  | ・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット共有<br><br>・事故防止委員会・安全対策委員会（3月下旬）                                                     |
|                       | 運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告や苦情の申出があった場合又は重大事故等が発生した場合には、これらの場合について、ドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の順守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                        |                                                                                                              |
|                       | ⑬ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有<br><br>ドライブレコーダーの記録のうち⑫の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                        |                                                                                                              |
| 適宜実施事項                | ・他モードの安全啓発研修                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                        |                                                                                                              |
|                       | ・労働基準法・改善基準告示の改善点の教育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                        |                                                                                                              |
|                       | ・ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転指導                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                        |                                                                                                              |

＊法令等で定める事項は、平成30年6月1改訂の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく。